補助金を受ける団体に守っていただきたいこと

* 地域包括支援センターと協議してサービスを提供してください。基本チェックリストに該当している人、要支援１・２の認定を受けている人等は、地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントＣを実施する必要があります。
* サービスの担い手の方は、清潔の保持と健康康状態の管理に努めてください。
* 開催会場の設備、備品等について衛生的な管理に努めてください。
* 担い手の方は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らさないでください。
* 利用者へサービスの提供した際に事故が発生した場合は、次の対応をしてください。また、その実施方法を予め定めてください。
1. 利用者の方と担い手の安全確保やケガをした方の救護など、必要な対応を行ってください。
2. 当該利用者の家族、地域包括支援センター、市等に連絡をしてください。
3. 事故の状況や事故への対応について、写真や文書等で記録してください。
4. 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ってください。
* 介護保険制度や高齢者の特徴等に関する講座・教室等を利用するなど、サービスの提供に必要な知識の自己研鑽に努めてください。
* 移動支援については、国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習等を受講し、交通事故及びサービスの提供時の事故防止に関する知識の自己研鑽に努めてください。また、事故発生時に備えて損害賠償保険等に加入してください。

※富津市助け合いサービス事業補助金交付要綱第９号各号を元に作成